箕輪町水道水源保護条例（平成５年３月19日条例第14号）
最終改正:平成10年12月18日条例第27号
改正内容:平成10年12月18日条例第27号

〇箕輪町水道水源保護条例
平成５年３月19日条例第14号
改正
平成10年12月18日条例第27号

箕輪町水道水源保護条例

水は生命の源であり、生きるものにとって欠くことができない重要な財産である。この水源を守り、清浄な水を永久に享受できるよう最善の努力をすることは、わたくしたちの責務である。よって、わたくしたちは自然環境の保全と森林保護育成を積極的に進めながら、後世へ安全な水源を継承するため、この条例を制定する。

（目的）
第１条　この条例は、将来にわたって清浄かつ安定した量の水道水を確保するため、その源となる水道水源を水質の汚濁及び水量の減少（以下「水質の汚濁等」という。）から保護することに関し、町、住民及び事業者の責務を明らかにするとともに、長野県水環境保全条例（平成４年長野県条例第12号。以下「県条例」という。）、箕輪町水道水源保護審議会条例（平成４年箕輪町条例第29号。以下「審議会条例」という。）、箕輪町環境保全条例（平成９年箕輪町条例第10号。以下「保全条例」という。）その他法令で定めるもののほか必要な事項を定め、もって住民の生命及び健康を守ることを目的とする。

（用語の意義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　水道水源　水道法（昭和32年法律第177号）第３条第１項に規定する水道の水源をいう。
（２）　水道水源保護地域　水道水源及びその集水区域で、水質の汚濁等から保護することが必要と認めて町長が指定した区域をいう。
（３）　対象行為　別表に掲げる行為をいう。
（４）　事業者　対象行為をしようとする者及び現に行っている者をいう。

（町の責務）
第３条　町は、水道水源及び水道水源保護地域の保護に係る施策その他必要な施策の実施に努めなければならない。

（住民の責務）
第４条　住民（来訪者を含む。）は、水を大切に用いるほか自ら進んで水道水源及び水道水源保護地域の保全に努めるとともに、町等が実施する水源の保護に係る施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）
第５条　事業者は、その事業活動の水道水源及び水道水源保護地域に与える影響にかんがみ、自ら進んで水道水源の水質の汚濁等の防止のために必要な措置を講じなければならない。
２　事業者は、町等が実施する水源の保護に係る施策に積極的に協力しなければならない。

（水道水源保護地域の指定等）
第６条　町長は、水道水源を水質の汚濁等から保護するため、水道水源保護地域を指定することができる。
２　　町長は、水道水源保護地域を指定しようとするときは、あらかじめ審議会条例第１条に規定する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
３　　町長は、第１項の規定により、水道水源保護地域を指定する場合は、その旨及びその区域を直ちに告示しなければならない。
４　　水道水源保護地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
５　　前３項の規定は、水道水源保護地域の区域の変更又は指定の解除について準用する。

（水道水源保全地区の指定の要請）
第７条　町長は、県条例第11条第２項の規定により水道水源保全地区の指定の要請をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
２　前項の規定は、水道水源保全地区の区域の変更又は指定の解除の要請について準用する。

（水道水源保護地域内の事前協議及び措置等）
第８条　水道水源保護地域内において、対象行為をしようとする事業者は、あらかじめ規則で定めるところにより、町長に協議し、その同意を得なければならない。協議内容を変更しようとするときも同様とする。

２　　水道水源保護地域が指定若しくは変更された際、現に当該保護地域内において、対象行為を行っている事業者は、当該指定若しくは変更された日から起算して60日以内に、規則で定めるところにより、町長に協議し、その同意を得なければならない。
３　　町長は、前２項の規定による協議があったときは、必要に応じ審議会の意見を聴くものとする。
４　　町長は、第１項及び第２項の同意には、水道水源保全のため、必要な限度において条件を付することができる。
５　　次の各号に掲げる行為については、第１項及び第２項の規定は適用しない。
（１）　非常災害のために必要な応急処置として行う行為
（２）　国又は地方公共団体が行う行為
（３）　河川法（昭和39年法律第167号）その他法令の規定に基づいて行う行為のうち、水道水源保全のための措置が講じられるものとして町長が認めたもの

（保全条例の適用除外）
第９条　事業者が前条の規定に基づいて町長に協議したときは、保全条例第28条の規定は適用しない。

（中止命令等）
第10条　町長は、第８条第１項若しくは第２項の規定に違反し、又は同条第４項の規定により同意に付せられた条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復若しくはこれに代わるべき措置を命ずることができる。

（報告及び立入調査等）
第11条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、水道水源保護地域内で対象行為を行っている事業者に対して、当該行為の実施状況その他必要事項について報告を求めることができる。
２　　町長は、職員をして第８条第１項若しくは第２項の協議に係る土地、建物に立ち入り、当該協議に係る行為の実施状況を調査させ、若しくは水質の汚濁等への影響を調査させることができる。
３　　前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（補則）
第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

（罰則）
第13条　第10条の規定による命令に違反した事業者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
２　　第８条第１項の規定に違反した事業者又は同条第４項の規定により第８条第１項の同意に付せられた条件に違反した事業者は、６月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
３　　第11条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した事業者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）
第14条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則
（施行期日）
１　　この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。（平成５年規則第16号で平成５年８月１日から施行）

（経過措置）
２　　この条例施行の際、水道水源保護地域内において、現に第２条第３号別表に掲げる施設等を所有している者若しくは使用している者は、第８条第１項の同意を得たものとみなす。

附則（平成10年12月18日条例第27号）
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

| | 対象行為 |
|---|---|
| １ | ゴルフ場の建設 |
| ２ | 廃棄物の保管及び処理場の設置 |
| ３ | 油脂類の保管及び販売 |
| ４ | 建築物等の施設の設置（規則で定めるもの。）で、床面積の合計が10㎡を超えるもの |
| ５ | 土石類の採取その他の土地形質の変更で1,000㎡以上のもの |